

報告事項 オ

平成27年度第2回鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼鳥取県社会教育委員会議の概要
について

平成27年度第2回鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼鳥取県社会教育委員会議の概要について
別紙のとおり報告します。

平成27年9月7日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

平成27年度第2回鳥取県教育審議会生涯学習分科会
兼鳥取県社会教育委員会議の概要について

議題1 とっとり県民カレッジのあり方及び今後の生涯学習推進施策について（諮問事項）

(1) これまでの経過、今後の予定

- 平成26年12月22日 定例教育委員会議案提出（第5号）
平成27年 2月 3日 第1回会議開催（県民カレッジを含む県施策の状況説明、意見交換）
平成27年 3月 4日 第2回会議開催（主に県の役割について議論）
平成27年 5月25日 第3回（平成27年度第1回）会議開催（答申骨子案について議論）
平成27年 9月 1日 第4回（平成27年度第2回）会議開催（答申骨子案について議論）

(2) 意見の概要

別添答申骨子案をもとに議論を行った。

I 鳥取県のこれまでの生涯学習振興施策の成果と課題

- ・県民へのアプローチにおいては、若い世代のニーズをどう取り込んでいくかが重要。それには働き方の問題も関わってくる。他部局とも連携して、企業を積極的に応援する等できれば一歩前進するのではないかと。

II 鳥取県が目指す生涯学習社会

- ・具体的な数値目標をあげてもよいのではないかと。
- ・人口減は財政難につながる。指定管理制度の導入もその中の動きの一つだと捉えている。財政が厳しいからといって人を育てることは欠かすことはできない。教育（生涯学習）は100年先を見据える必要がある。将来を見据えた希望が見えるキーワードがほしい。
- ・これまで成果をあげてきた「自己実現や生きがいづくり」といった生涯学習の意義・役割を否定するものではなく、それに加え、「学びの成果を活かす」という方向性をわかりやすく記載していくべき。
- ・人口減、高齢化は悪いことばかりではない。元気で力を持った高齢者はたくさんいるし、今後への期待性もある。良い影響もあるはず。プラス面も記載すべき。

III 今後の生涯学習振興施策の方向性

- ・これまで鳥取学で実施してきたような大規模ホールでの講演会の実施から、課題解決型の講座への転換について、課題解決型講座に参加して終わりではなく、その後に活かせる手法を得ていくことが必要だ。
- ・学びの成果を地域社会に活かしていくという方向性には多いに同感する。ただ、今でもコーディネーターやファシリテーター等養成する事業はたくさんあるが、それが実際に活動につながっていない現状もある。
- ・ビジネスを活かすことを目的に学ぶのではなく、学びの成果を活かす方法がビジネスにつながったという考え方で、いくつか事例をあげたほうがよい。
- ・社会教育主事は資格を取ってもすぐに異動してしまうという現状がある。そういう現状は改善すべき。答申の中で県や市町村に啓発、注意喚起できればよいと思う。
- ・社会教育主事は職として発令されなくても、ライセンスとして県が認定できるような仕組みを考えても良いのではないかと。そうすれば部署がかわっても、能力を持った者として証明できる。

- ・県は今後、これまでの成果を踏まえ、人材育成や市町村の支援を積極的に行うということが見える、前向きなものとしてほしい。
- ・生涯学習の推進主体として、地域団体の中には婦人会も加えてほしい。婦人会もそれぞれの地域でそれぞれの地域課題に向き合って活動している。
- ・生涯学習の推進主体として、学校教育法上の学校だけの記載でよいのか。こども園、保育園については記載しなくてよいのか、整理が必要。

(3) 今後の予定

平成27年11月頃 第5回(平成27年度第3回)会議開催(答申とりまとめ)

その後、事務局で具体的施策を検討

議題2 鳥取県放課後子ども総合プランについて

鳥取県放課後子ども総合プラン実施方針(案)について説明を行った。

(「小1の壁」の打破と子どもたちの放課後の安心・安全な居場所づくりのために、国の「放課後子ども総合プラン」に準じて、県としての実施方針を示し、各市町村へ周知するもの。)

意見の概要

- ・放課後子ども総合プランの実施主体は各市町村であり、地域や学校の空き教室等の実情を勘案すると、「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」の一足飛びの一体化は難しい。
- ・そもそも、このプランのねらいはどこにあるのかわかりづらい。
- ・実際の場面で、イメージ図にあるように「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」を包括した運用は難しい。
- ・まずは、土曜日や休業中の「放課後子供教室」に参加するという形の連携からスタートするとできるところが広がるのでは。
- ・「放課後子ども総合プラン推進委員会」を本分科会が兼ねるとしているが、単独な委員会としたほうが、より深い議論ができるのではないかと。
- ・プランの目的や雇用について、市町村に分かりやすい資料が必要である。
⇒今後、市町村には具体的に丁寧に説明していくことで了解された。

(参考：委員名簿)

氏名	所属・職名等	備考
伊澤 悦子	日本ボーイスカウト鳥取連盟鳥取2団ボーイ隊長	
市橋 幸代	湯梨浜町立松崎幼稚園長	
大堀 貴士	NPO 法人ハーモニーカレッジ理事長	
岡崎 誠	鳥取環境大学教授	
木村 京子	鳥取市立美保小学校長	
近藤 剛	鳥取短期大学幼児教育保育学科准教授	会長
田中 朝子	鳥取県連合婦人会長	
徳吉 雅人	倉吉市明倫公民館長	副会長
中村 美香	鳥取県連合青年団長	(欠)
長尾 志保	鳥取県PTA協議会ブロック理事	(欠)
福井 伸一郎	倉吉市教育委員会教育長	(欠)
森岡 祐美子	株式会社山陰放送ラジオ総局放送制作部	(欠)
山本 幸子	鳥取市社会福祉審議会委員	

とっとり県民カレッジのあり方及び 今後の生涯学習推進施策について（答申骨子案）

はじめに

諮問、答申の意義、経緯

I 鳥取県のこれまでの生涯学習振興施策の成果と課題

- ・生涯学習の二面性（個人的生活の充実／社会的生活の充実）
- ・鳥取県でのこれまでの生涯学習施策の取組

- 1 学びの場の提供における成果と課題
- 2 情報発信・提供における成果と課題
- 3 社会が求める生涯学習への対応に関する成果と課題

⇒「社会的生活の充実」（学んだ成果を地域社会に活かす）のための生涯学習の取組の遅れ

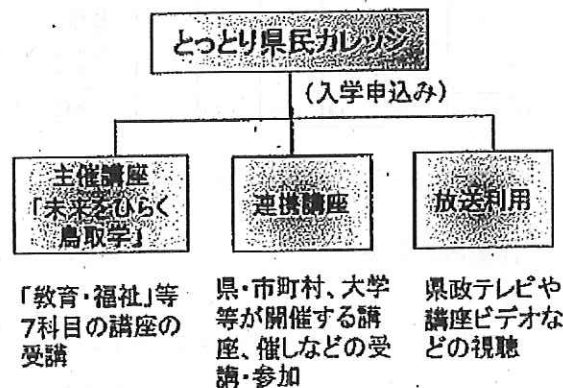
⇒生涯学習での学びを地域の活性化につなげる必要性

1 学びの場の提供における成果と課題

- ・鳥取県における生涯学習施策の中核＝県民カレッジ
⇒開設から20年経過し、目的・役割を振り返り検証する

(1) とっとり県民カレッジ開設の経緯

- ・H7に開設



(2) 成果

- ・入学者数
←累計6,900名を超える
- ・連携講座数の増
←開設当初の6倍

・幸福度ランキングでの評価（民間調査機関）

←社会教育学級数全国1位、高齢者ボランティア活動者数全国2位 など

⇒生涯学習社会の基盤が整った

(3) 課題

ア 主催講座「未来をひらく鳥取学」に対する認知度

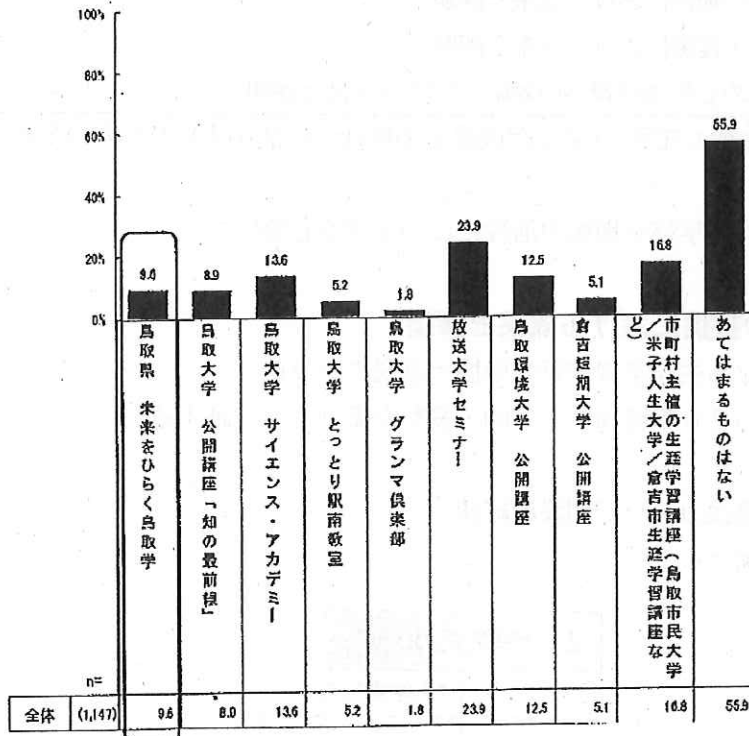
・認知度の低さ

←県民の認知度1割弱（ニーズ調査より）

・参加者の固定化・高齢化

←約9割が60歳代以上、大半が毎年参加(鳥取学来場者アンケートより)

※講座等の認知度 (H25「鳥取地域生涯学習ニーズ調査」平成25年度鳥取大学地域貢献支援事業 鳥取大学産学・地域連携推進機構/鳥取県教育委員会)



イ 学びの成果を活かす仕組みの弱さ

・参加者の大半は「生きがいがづくり」

←生きがいがづくり、人生を豊かに：受講者の約44%

ボランティアや地域活動に活かしている：約10%

ウ 様々な学習機関との関係

・市町村等、他の学習機関講座の充実

←日程重複、受講者の奪い合い

2 情報発信、提供における成果と課題

- ・とっとり県民学習ネット（インターネットによる講座情報、講師情報等の検索システム）
- ・生涯学習とっとり（生涯学習講座等の情報誌（隔月発行））

(1) 情報発信・提供のあり方

- ・一部の固定層にしか受信されていない現状

←講座情報を知らない、希望する講座がない 55.3%（ニーズ調査より）

※H25「鳥取地域生涯学習ニーズ調査」平成25年度鳥取大学地域貢献支援事業 鳥取大学
産学・地域連携推進機構/鳥取県教育委員会

生涯学習に参加しにくい(していない)主な要因(複数回答)

内容	割合(%)
仕事・家事・学校が忙しい	40.6
時期や時間が合わない	34.3
子どもや親の世話が忙しい	14.1
費用がかかる	23.6
講座やイベントの情報が少ない、知らない	30.8
希望する内容の講座やイベントがない	24.5
一緒に参加する仲間がないので参加しにくい	14.7
適当なところに施設や場所がない	1.9
特に学習したいことがない、学ぶことに関心がない	16.7

(H25生涯学習ニーズ調査)

(2) ニーズ把握など県民へのアプローチ不足

- ・県民の学ぶ意欲の喚起への取組不足

←過去1年間に何らかの学習講座に参加していない 86.1%

(ニーズ調査より)

(電子アンケートでは73.6%)

- ・県民目線での講座内容、形態の再考の必要性

←地域活動に参加したい、機会・時間があれば参加したい 66.7%

(ニーズ調査より)

(電子アンケートでは64.5%)

3 社会が求める生涯学習への対応に関する成果と課題

- ・個人的生活の充実面（趣味、教養、生きがいづくり）には一定の成果
- ・学びの成果を社会に活かしていくことへの意識の低さ、行政の働きかけ不足
- ・県立生涯学習センターの役割・機能の不明確さ

⇒県民ニーズへの対応不足

(1) 「生涯学習」の認識に対する啓発の弱さ

- ・ 趣味・教養的な講座開催への偏り (社会教育調査より)
※鳥取県の公民館における学級・講座の開催状況 (平成23年度「社会教育調査」(文部科学省)より抜粋)

計	教養の向上	趣味・稽古ごと	体育レクリエーション	家庭教育、家庭生活	職業知識、技術の向上	市民意識、社会連帯意識	指導者養成	その他
10,059	605	4,308	2,136	1,871	16	918	108	97

- ・ 県民への生涯学習の理念や意義の浸透が不十分
← 「地域活動に参加したくない」と考える住民層の存在
(ニーズ調査、県民アンケートより)
- ・ 公民館や地域で核となる人材育成に対する支援が不十分
- ・ NPO等との連携の仕組みの不存在

(2) 県立生涯学習センターの役割の再考

- ・ S54年設置
- ・ 指定管理者制度導入 (H18～)
← 民間活力による活性化が狙い
- ・ 行政監察等からの指摘、意見
← 貸館業務メイン
生涯学習に関する専門的知識、経験を有する職員の不在
⇒ 県の生涯学習の方向性、生涯学習センターの担う役割の明確化が必要

II 鳥取県が目指す生涯学習社会

1 鳥取県を巡る諸情勢

(1) 2040年の鳥取県の人口推計

- ・ S60年61万6千人がピーク (国勢調査より)
- ・ H25年4月には57万人代
- ・ H52年 (2040年) には約44万人 (H25.3 国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計)
← 大正時代と同規模
- ・ 山間集落だけでなく都市中心部でも人口減少
← 市部の人口減少割合は県全体より拡大、高齢化率も県全体より高い割合で推移

(参考) 「鳥取県の地方創生総合戦略 (素案)」では、トレンド (移住者増、合計特殊出生率の増) を反映させ、2040年の人口を45.5万人と推計

(2) 過疎、高齢化等による影響

- ・支えあい機能の低下、防災力の低下、人間関係の希薄化

2 生涯学習の意義・役割の見直し

(1) 見直しの背景

- ・社会の多様化、課題の複雑化
⇒画一なものではなく、それぞれの地域での解決

(2) 生涯学習の新たな意義・役割

<これまでの主な意義・役割>

- ・自己実現や生きがいがづくり
⇒健康・体力維持、介護予防
仕事上での能力向上
文化・芸術に親しむ

<新たな意義・役割の追加>

- ・学習の成果を地域に活かす
⇒地域課題の発見
学んだ成果を活かして課題を解決し、地域を活性化する
- ・学ぶことにより地域とのつながりを持つ
⇒学びを通して人と人とのふれあいを広げる
学びの成果をボランティア等で活かし、社会とつながる

3 鳥取県が目指す生涯学習社会の構築

- ・県民が学習活動で得た知識や経験を活かして地域の課題の対応し、自らの地域を「ふるさと」と実感できる地域づくりを進める。
- ・県民一人ひとりが地域の在り方を考え、主体的に行動していく。

生涯学習を通して目指す姿

- ・県民が学習を通じて、地域の様々な課題に対応する力をつける
 - ・多様な担い手が活躍することができる社会を構築する
- <学びから行動へ、行動から学びへの循環>

Ⅲ 今後の生涯学習振興施策の方向性

1 生涯学習振興施策の方向性

- ・ 学びによる地域の活性化
- ・ 団塊世代が退職期を迎えるにあたっての基盤整備
⇒ 地域での活躍の場の整備
(例:「生涯活躍のまち」(日本版CCRC)の導入に向けた環境整備(学習支援等))
- ・ 県の役割は自前主義から後方支援へシフト
⇒ 市町村等、より住民に身近な学習機関への支援にシフト

今後の生涯学習施策の具体的方向性

- (1) 新たな学びの場づくり、その成果を還元する仕組みづくり
- (2) 生涯学習を支える人づくり
- (3) 情報発信・提供をはじめとする県民へのアプローチ強化

(1) 新たな学びの場づくり、その成果を還元する仕組みづくり

ア 県民カレッジの方向性

- ・ 県民ニーズや社会的要請を反映した新たな仕組みへの転換
← 市町村、他の学習機関等への配慮

(ア) 「鳥取学」について

- ・ 講演会形式から参加型、課題解決型へ

(イ) 単位認定・奨励等について

- ・ 学習記録(個人情報)の管理方法の見直し
- ・ 学びの成果を社会に活かすための奨励のあり方

イ 学びの成果が地域で活かせる環境づくり

- ・ 地域課題に関する学習機会の提供
- ・ 地域におけるネットワークづくり
- ・ ICTリテラシー向上に伴う対応
- ・ ビジネス手法の導入

ウ 平均寿命9.0歳時代の学び

- ・ 地域課題への気づきを促す
⇒ 学びの機会の再創造

- ・新たな学びのツールによる学習機会の拡大
(例：Eラーニング、放送大学、MOOCなど)
- ・ワークライフバランスの観点
←女性のキャリア形成

(2) 生涯学習を支える人づくり

ア 地域リーダーの育成

- ・地縁関係の希薄化、弱体化、自治会構成率の減少傾向
→自治会役員の高齢化、担い手不足、地域活動の減少
- ・退職後の団塊世代の活用
→現役時代のキャリアを活かす
⇒地域づくり、地域活性化の中心的役割を果たす

イ 社会教育主事の活用

- ・社会教育主事設置率は減少傾向
- ・社会教育行政体制の弱体化
⇒地域課題を把握し、企画立案、コーディネートする

※鳥取県内の専任社会教育主事配置数、「社会教育調査」(文部科学省)から抜粋

(単位：人)

年度	11	17	20	23
専任社会教育主事数	43	28	13	19

ウ コーディネーターの育成等

- ・地域活動を妨げる要因：情報が個人に届いていない
- ・それぞれの分野の専門性をつなぐ
- ・とっとり県民活動活性化センターの活用
⇒関係機関とのネットワークづくり、相談機能

(3) 情報発信・提供をはじめとする県民へのアプローチ強化

- ・県民ニーズに応じた魅力的な講座の設定
- ・情報発信力の向上(見せ方の工夫、向上)
- ・幅広い分野の情報発信
- ・学びの成果を活かす場の情報
- ・成功事例、失敗事例の提供
- ・関係機関連携による情報提供

2 生涯学習振興施策における県の役割及び各推進主体に期待する役割

(1) 県の役割

- ・各機関と連携し、施策を展開

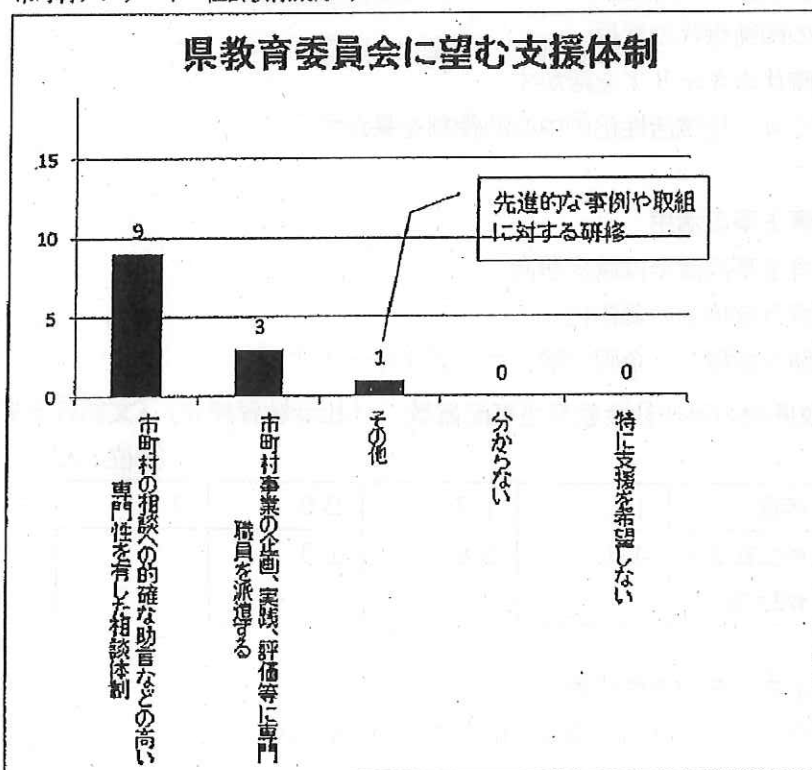
⇒人材育成

情報発信

広域的な課題を学ぶ場の提供

学びの成果を地域に還元する仕組みの構築

※生涯学習推進施策等に関する調査結果（県教育委員会に望む支援体制（複数回答可）・H27.5
市町村アンケート 社会教育課調べ）



(2) 生涯学習センターの役割

- ・中核機関としての役割

⇒県民ニーズを反映した学習機会、情報の提供

生涯学習センターの果たすべき役割の再考

(3) 各推進主体に期待する役割

ア 市町村

- ・住民に最も身近な機関として住民の地域づくり活動を支援

⇒学習活動をけん引する人材育成、支援

幅広い世代の住民が参加できる仕組みづくり

地域課題を学ぶ機会の提供

住民の地域づくり活動への支援

イ 社会教育施設等（公民館、コミュニティセンター、図書館等）

- ・住民の生涯学習活動の拠点施設としての役割
- ⇒地域課題を学ぶ機会の提供
- 学習相談、学習情報の提供
- 地域活動のコーディネート

ウ 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）

- ・子どもたちの生涯学習に対する姿勢、態度を育成
- ⇒子どもたちのボランティア精神、地域貢献意識の育成
- 地域人材の活用

エ 大学等高等教育機関

- ・地（知）の拠点としての役割
- ⇒人材育成
- 地域課題の取組
- 各種主体への専門家の派遣
- 地域づくり活動への学生の参加

オ 民間教育事業者

- ・多様な県民ニーズに応える特色ある学習機会の提供
- ⇒専門的指導者による高水準の学習機会の提供

カ 企業

- ・社会的責任としての社会貢献
- ⇒施設・設備の解放
- 専門家の派遣
- 従業員の生涯学習への支援

キ NPO、ボランティア団体

- ・それぞれの目的に応じた多様な地域課題への取組
- ⇒地域活動を行うリーダー的人材の育成講座、地域課題を学ぶ講座の開催
- 指導者の派遣
- 活動情報の積極的発信

ク 地域団体（自治体、子ども会、老人クラブ等）

- ・住民の地域社会への参加を促進
- ⇒幅広い世代が参加できる行事の開催
- 地域の人材の積極的活用

おわりに

1. 關於本會之組織及職權
2. 關於本會之經費及會計
3. 關於本會之業務及行政
4. 關於本會之紀律及懲戒

本會之組織及職權，應由本會章程規定之。本會之經費及會計，應由本會章程規定之。本會之業務及行政，應由本會章程規定之。本會之紀律及懲戒，應由本會章程規定之。

本會之組織及職權，應由本會章程規定之。本會之經費及會計，應由本會章程規定之。本會之業務及行政，應由本會章程規定之。本會之紀律及懲戒，應由本會章程規定之。

本會之組織及職權，應由本會章程規定之。本會之經費及會計，應由本會章程規定之。本會之業務及行政，應由本會章程規定之。本會之紀律及懲戒，應由本會章程規定之。

本會之組織及職權，應由本會章程規定之。本會之經費及會計，應由本會章程規定之。本會之業務及行政，應由本會章程規定之。本會之紀律及懲戒，應由本會章程規定之。

本會之組織及職權，應由本會章程規定之。本會之經費及會計，應由本會章程規定之。本會之業務及行政，應由本會章程規定之。本會之紀律及懲戒，應由本會章程規定之。

本會之組織及職權，應由本會章程規定之。本會之經費及會計，應由本會章程規定之。本會之業務及行政，應由本會章程規定之。本會之紀律及懲戒，應由本會章程規定之。

本會之組織及職權，應由本會章程規定之。本會之經費及會計，應由本會章程規定之。本會之業務及行政，應由本會章程規定之。本會之紀律及懲戒，應由本會章程規定之。